

伯林管見

宮崎正夫

八月九日の日盛、先輩知已多數の御見送を受けて、東京驛を立つたのは立秋とは名のみ、灼くが如き酷熱であつた。三日の後、新京の客舎に眼覺めた朝は、既に楡の葉末を涉る風に爽涼の秋を感じさせられた。ハルビンの一夜ふと屋根越しに見出した新月は、シベリアの車窓に、或はバ

カル湖邊、或はウラルの山の端と、一夜毎其光を増して、其月の二十四日ベルリンに着いた頃は、リンデンの葉越に見る冴えゝゝした満月となつた。八月末と云ふに、殊に異郷に慣れぬ身には、秋は一人身に沁むかとも思はれたが、

得ぬ休養の一時を得て、所在なさにスタインプラツツの下宿から窓外を見れば、レンコートは未だしも、冬外套に肩を窄めて、慌しげに歩む人達を見遣り乍ら始めてペンを執る。

ベルリン到着後、大使館に永井大使を訪問し一時間許り獨逸の國情を聞く機会を得た、其の話と私の數日に過ぎない皮相の觀察を併せて現在の獨逸の國情を記して見たい、之は来るべき第七回萬國道路會議の状況を認める爲に知つて置かねばならぬ豫備知識であると思ふから。

燈ともし頃町を行きかぶ女達は、もう毛皮を背負つて潤歩して居るのである。

旅窓に時雨を聞く今朝、未だ傘も外套も持たぬ爲止むを

日本の新聞で見たセツトラの政策は、反動的な大衆の一時的昂奮を巧妙に利用し、其の潮に乗り、風を追ひ假令ば、ユダヤ人放逐の如き、反對黨撲滅の如き、暴戾無慘の

行爲を取るは騎虎の勢の然らしむるやうに思はせられた。彼の持つ柄の一面はそうかも知れぬ、が今彼が政権を得てから既往一年半の業績を辿つて見るならば、在野時代の政策を着々實現に移すと共に、廣汎な獨創的施設は驚嘆に値するものがある。永井大

使は獨逸の議會は睡つて

居ると語られた。然り議

會はあるが、假睡して居

るのだ、或は寧ろ催眠藥

で睡らされて居ると言う

た方が適切であるかも知

れぬ。一國が一政黨とな

つた今日、而かも立法、

司法、行政總てを統率者

に委ねられた現在、形は立憲政治であつても事實上の獨裁

政治に外ならない。此國家社會主義の一黨は一個の政黨が

一國家から奪ひ得べき總ての權力を悉く收めて居る。或は

奪ふべからざるものさえ握つたとも言へよう。黨即國家である。言葉を換へれば政黨無き獨逸とも云ひ得る。一九三

三年一月ヒットラーが政権を把握してより半歳の間は銳意舊勢力の破壊に力を注ぎ、其最重要なる政策の一たる失業救濟の名に於て、七〇

○○糸の自動車専用道

路を六年間に完成する

ムダツツ

の案を樹て去年九月ヒ

ツトランサスン

を取り起工式を行うた

其内容は未だ知悉せぬ

が年額七億乃至八億マ

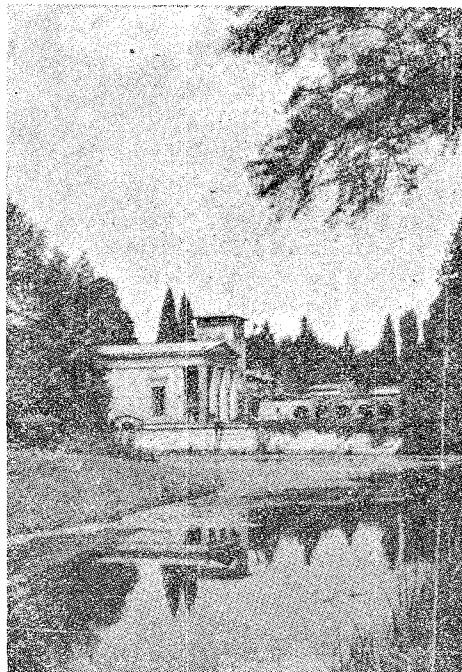
ークの巨費を投して全

國的に工事を進め其結

果前年六百萬人の失業者を今年に至り半數以下に減少せし

めたのである。

巨額の戰債を負ひ乍ら、國內的に斯くも活潑な施設を行



ムダツツ
ヒットランサスン
の案を樹て去年九月ヒ

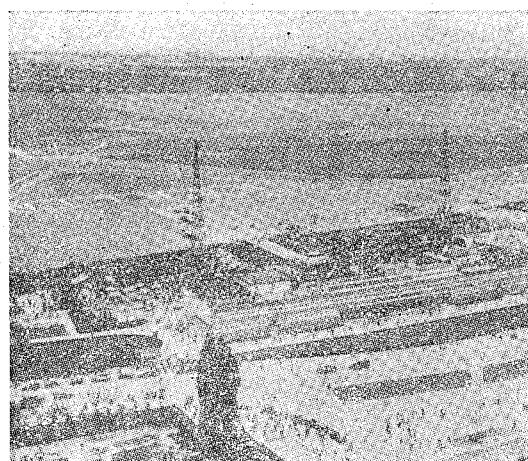
ひつゝある。獨逸は如何になり行くか、國民は言論にも出版版にも批判の自由を奪はれて居るから、其聲を聞く術がない、危機を逸脱する爲の最後の餃子は既にヒットラーにより振られてしまつた。

斯様な
状態の下
にある獨
逸の視察
は簡単に
行かぬ、
當路の責
任者に會

ふ爲には我大使館を通し獨逸外務省を経て手續を執る爲旬
餘の日數を要する。九月下旬道路會議の終了を待つて更に
専門方面の視察を行ふ事とした。



ンリンデルテンウ)塔グルブンデンラブ
(りあに間のンテルガアーテとンデ



飛行場ノホルベンナ
建築物の定し、特
殊の建物の裝飾的

いては四階乃至六階程度に刻み方こそ違へ背丈けは一様に
揃つて居る。而かも建築様式は退屈過ぎる程千變一律文字
通樺比して建てられ、隣同志の建物の間には寸隙の餘地も

一週間足に任かせて歩いたベルリンの道路には公園の遊歩道以外に土を踏む事が出来ない。歩道は概ね小鋪石道で觸りが硬い爲數日にじて足を痛めてしまつた。十米以下の道路は見當らないのと、何處の町へ行つても、

ない、斯様な構造は地質の良い爲に取り得るのであらうが

る。

一面日光と空氣に恵まれぬ都心の生活者は、銀座邊の様な人通りの多い歩道の空地に、オーブンエアーに置かれたレストウランで道行く人を見乍ら食事を取り珈琲を飲んで居る。廣い道路には至る處縁地が設けられ、其の手入の行き届いて居ることは、塵埃の少ないせいもあらうが、埃の多い東京に慣れた眼には殊の外すがくしい感を興へられ

街路樹の葉は黄ばんで、ウンテルデンリンドン、ティーアガルテンの邊を逍遙すれば風無きに落葉の翻へるを見、晴るれば碧落の底無き迄に澄む、中歐の秋は早く、わびしけれども美しい。

昭和九年八月末日

ベルリンの客舍にて

朝鮮の道 路(二)

三浦磐雄

○道路に關する法規の主なるもの

道路に關しては一般土木行政と共に、内務局の管轄内に在るが、明治四十四年以降、内地に於ての道路に關する諸

法規と同じやうなものが、逐次公布されて居る。即ち、道路改修工事施行ニ關スル件を始として、一等道路及二等道路線ノ件、三等道路ノ認定ニ關スル件、道路規則、道路取締規則、道路臺帳及橋梁水抜臺帳調製ノ件等、法規として